

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	溢水 50 R 0
提出年月日	令和 4 年 3 月 11 日

設工認に係る補足説明資料

MOX 燃料加工施設における第 1 回設工認申請の

申請対象に係る考え方

目 次

1. 概要	1
2. 溢水による損傷防止における設計方針.....	1
3. 第1回申請の対象範囲.....	2
4. 他の技術基準条文に係る整理.....	2

1. 概要

本資料は、MOX 燃料加工施設の第 1 回設工認申請のうち、以下の添付書類における説明事項に関連し、第 1 回設工認申請の申請対象設備である燃料加工建屋について、設工認申請対象の考え方について補足説明を行うものである。

・「V-1-1-7-1 溢水による損傷防止の基本方針」

本資料では、溢水による損傷防止に関連し、第 1 回設工認の申請対象設備となる燃料加工建屋について、技術基準規則の各条文での要求事項との関係について説明する。

なお、本資料は第 1 回設工認申請のうち MOX 燃料加工施設に係る事項を示しているが、第 2 回申請以降の再処理施設に対しても同じ考え方を適用する。

2. 溢水による損傷防止における設計方針

溢水による損傷防止としての基本設計等について、第 1 回設工認申請において、以下の通り示している。

a. 基本設計

- 溢水防護区画は、防護すべき設備が設置されているすべての区画並びに中央制御室等及び現場操作が必要な設備へのアクセス通路について設定する。
- 溢水防護区画は壁、扉、堰、床段差等又はそれらの組み合わせによって他の区画と分離される区画として設定する。

b. 溢水による損傷防止の基本方針

(溢水防護区画及び溢水経路の設定)

- 溢水影響を評価するために、溢水防護区画を構成する壁、扉、堰、床段差等の設置状況を踏まえ、溢水防護区画及び溢水経路を設定する。
- 溢水防護区画は、評価対象の溢水防護対象設備が設置されている全ての区画、中央監視室、制御第 1 室、制御第 4 室及び運転員が、溢水が発生した区画を特定するためにアクセスする又は必要により隔離及びシステムのポンプの停止の操作が必要な設備にアクセスする通路部(以下「アクセス通路部」という。)について設定する。
- 溢水評価において考慮する溢水経路は、現場の設備等の設置状況を踏まえ、溢水の伝播に対する評価条件を設定し、溢水防護区画とその他の区画(溢水防護対象設備が存在しない区画又は通路)との間における伝播経路となる防水扉及び水密扉以外の扉、壁開口部及び貫通部、天井開口部及び貫通部、床開口部及び貫通部、床ドレンの接続状況並

びにこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ、溢水防護区画内の水位が最も高くなるように、溢水評価がより厳しい結果を与える経路を設定する。

3. 第1回申請の対象範囲

- 2. に示す設計方針は、溢水影響評価や評価を踏まえた防護設計に係る設計方針を示すものであるが、当該設計方針において燃料加工建屋を構成する部材等の設計（構造、強度等）の前提条件として新たに付与する事項はなく、建屋設計として考慮されているコンクリート強度や床段差等の設計事項を適用して溢水防護設計を行っている。このため、設工認申請における燃料加工建屋としての申請対象範囲に関係して、溢水対策の要求として設計する事項はない。

4. 他の技術基準条文に係る整理

- (1) 新規制基準を受けた設工認変更申請については、4つのグループに分け、7つの申請書に分割して申請する計画としている。
- (2) 第1回申請では、施設全体に関する共通事項に加え、申請対象としている燃料加工建屋の設計及び工事の計画に係る事項を申請する。
- (3) 溢水による損傷の防止に関しては、第1回申請において、施設全体に係る内容として、溢水影響評価や評価を踏まえた防護設計に係る基本方針を申請する。
- (4) 溢水による損傷防止に関する事項以外の技術基準適合性説明に関し、第1回の設工認申請の対象とする条文（基本設計方針の記載の適正化を含む）に対して、燃料加工建屋（建屋を構成する部材（壁、床、天井等）及び建屋の建具（扉、フード等））の設計に係る事項の有無を以下に示す。

技術基準条文	適合性に係る説明の概要	建屋の設計条件に係る事項の有無
安全機能を有する施設の地盤（第5条） 重大事故等対処施設の地盤（第26条）	燃料加工建屋を設置する地盤に関する設計方針であるが、地盤の設計からの要求によって建屋を構成する部材等の設計に直接関係する設計方針はない。	×
地震による損傷の防止（第6条、第27条）	燃料加工建屋の耐震設計の方針及び耐震性が要件を満足することの評価に係る設計方針であり、建屋の構成部材等に対する設計を示すものである。このた	○

	め、建屋を構成する部材（壁、床、天井等）に関する設計方針と耐震評価結果、建屋の建具としての扉に対する設計方針と耐震評価結果を示す。なお、燃料加工建屋内に設置する設備に係る設計方針については、設備を申請する申請書において示す。	
津波による損傷の防止（第7条、第28条）	燃料加工建屋を設置する敷地に係る津波に対する設計方針であるが、津波が敷地に到達しないことを確認していることから、建屋を構成する部材等の設計に直接関係する設計方針はない。	×
外部からの衝撃による損傷の防止（第8条）	外部衝撃の各事象に対する防護設計に係る設計方針であり、防護対象施設を収納する建屋として外郭となる壁に加え、竜巻等の外部衝撃から防護対象施設が機能を損なわないために必要となる扉、フード等の建屋の建具に対する設計方針を示す。	○
加工施設への人の不法な侵入等の防止（第9条）	燃料加工建屋を設置する敷地における人の不法な侵入等の防止に係る設計方針であるが、不法な侵入等の防止の設計からの要求によって建屋を構成する部材等の設計に直接関係する設計方針はない。	×
閉じ込め機能（第10条）	放射性物質を限定した区域に閉じ込めるための設計方針を示すものであり、燃料加工建屋は区域の境界になるものであるが、閉じ込めの設計において建屋を構成する部材等の設計に直接関係する設計方針はない。	×
火災等による損傷の防止（第11条、第29条）	火災等により火災防護上重要な設備、重大事故等対処設備の機能が損なわれないための発生防止等の設計方針を示すものであり、火災防護上重要な設備等を設置する箇所に設定する火災区域等を構成する火災区域構築物及び火災区画構築物（壁、扉等）の耐火性能に係る設計方針を示す。 なお、火災区域等の境界にあたる扉等であっても、設備の設計として示す必要がある場合は、関係する設備を申請する申請書において設計方針を示すこととし、第1回申請の対象としない。	○
安全避難通路等（第13条）	燃料加工建屋内に設定する安全避難通路等に係る設計方針であるが、安全避難通路の設計からの要求によって建屋を構成する部材等の設計に直接関係する	×

	設計方針はない。	
安全機能を有する施設（第14条）	燃料加工建屋は安全機能を有する施設に属することから、安全機能を有する施設に共通的な設計方針を示すものであり、建屋を構成する部材等の設計に直接関係する設計方針はない。	×
核燃料物質等による汚染の防止（第21条）	汚染防止に係る燃料加工建屋内の管理区域での床、壁への塗装等の設計方針であるが、汚染の防止の設計からの要求によって建屋を構成する部材等の設計に直接関係する設計方針はない。	×
遮蔽（第22条）	施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が線量限度を十分に下回る等の設計方針を示すものであり、遮蔽設計からの要求によって建屋を構成する部材等の設計に直接関係する設計方針はない。 なお、建屋の部材等の構造が評価の前提となることから、燃料加工建屋を申請する第1回申請において評価条件、評価結果等を申請する。	×
重大事故等対処設備（第30条）	重大事故等対処設備に対する建屋に係る設計方針を示すものであり、重大事故等対処設備の設計からの要求によって建屋を構成する部材等の設計に直接関係する設計方針ではない。 なお、基準地震動を超える地震力に対する設計方針は建屋の部材等の構造が評価の前提となることから、燃料加工建屋を申請する第1回申請において設計方針、評価結果等を申請する。	×

- (5) 上記の結果、第1回申請において燃料加工建屋の設計に直接関係する事項としては、「地震による損傷の防止」、「外部からの衝撃による損傷の防止」、「火災等による損傷の防止」であり、これらの設計方針においては建屋を構成する部材（壁、床、天井等）及び建屋の建具（扉、フード等）が対象として、第1回申請において設計方針等を示す。「遮蔽」及び「重大事故等対処設備」の条文については、第1回申請において、燃料加工建屋の設計に直接関係する事項ではないが、健全性評価等を行う際に、詳細設計としての考慮が必要な事項を示すこととする。

以 上